

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業一覧

阿南市

No	交付対象事業の名称	担当課	経済対策との関係	推奨事業×メニューの種類	総事業費(千円)	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 初期	事業 終期	成果目標
1	住民税非課税世帯重点支援臨時給付金事業	生活福祉課	I. 物価高から国民生活を守る	-	16,240	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5、R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 8165世帯×70千円のうちR6計画分 ④R5年度分の住民税非課税世帯 (8165世帯)	R6.3	R6.6	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する
2	定額減税補足調整給付金事業	税務課	I. 物価高から国民生活を守る	-	559,110	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5、R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 1595世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯 477世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯 418世帯×100千円、子ども加算 1215人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者 19210人 (446460千円)のうちR6計画分 事務費 28500千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(2490世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(19210人)	R6.3	R7.3	対象世帯に対して令和6年10月までに支給を開始する
7	物価高騰対策支援臨時給付金事業	生活福祉課	II. 物価高の克服	-	294,424	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 8500世帯×30千円、子ども加算 900人×20千円のうちR6計画分 事務費 21424千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 その他として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(8500世帯)	R7.3	R7.3	対象世帯に対して令和7年3月までに支給を開始する
11	バス事業者物価高騰臨時支援事業	都市政策課	II. 物価高の克服	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	1,437	①地域住民の日常生活の移動に必要な不可欠な路線バスの運行を維持するため、燃油価格高騰に直面する公共交通事業者に対し、価格高騰分の燃料費を支援する。 ②燃料費に対する補助金 ③(1)-(2)×(3)÷(4)により月ごとに計算された額 (1)経済産業省資源エネルギー庁石油製品価格調査に掲載されている徳島県給油所小売価格の補助対象期間内の各月平均額(円) (2)給油小売価格の令和元年度の年間平均額=124.3円 (3)当該月の補助対象路線実車総走行距離(km) (4)当該月の補助対象運行車両に係る平均燃費(km/L) R6.4月 (145.4円-124.3円)×36,333.0km÷6.86km=111,753円 R6.5月 (146.3円-124.3円)×37,544.1km÷6.62km=124,769円 R6.6月 (146.2円-124.3円)×36,333.0km÷6.42km=129,940円 R6.7月 (147.6円-124.3円)×37,544.1km÷6.00km=145,796円 R6.8月 (146.7円-124.3円)×37,544.1km÷5.80km=144,998円 R6.9月 (146.2円-124.3円)×36,333.0km÷6.38km=124,717円 R6.10月 (145.6円-124.3円)×34,682.8km÷5.90km=125,211円 R6.11月 (146.0円-124.3円)×33,564.0km÷6.41km=113,625円 R6.12月 (148.2円-124.3円)×34,682.8km÷6.26km=132,415円 R7.1月 (151.9円-124.3円)×34,682.8km÷6.31km=151,703円 R7.2月 (151.9円-124.3円)×31,326.4km÷6.30km=137,239円 ※1月以降の各月平均額(151.9円)は12月23日調査分の価格 ④公共交通事業者	R6.4	R7.2	物価高騰による減便0
12	障がい福祉サービス事業者物価高騰臨時支援事業	地域共生推進課	II. 物価高の克服	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	5,920	①エネルギー、食品等の価格高騰の影響を受ける市内の障がい福祉サービス事業所等を支援し、事業継続への負担を軽減することを目的として、助成金を交付する。 ②エネルギー、食品等の価格高騰などの経費に対する助成金及び事務費 ③入所・居住系：(1)定員50人未満の施設入所 150千円×2事業所、定員50人以上100人未満200千円×1事業所、(2)共同生活援助 40千円×7事業所、(3)短期入所 40千円×6事業所 ・通所系：(1)生活介護 80千円×7事業所 (2)就労継続支援(A型) 80千円×5事業所 (3)就労継続支援(B型) 80千円×9事業所 (4)児童発達支援 80千円×14事業所 (5)放課後等デイサービス 80千円×17事業所 ・訪問・相談系：(1)居宅介護 40千円×8事業所 (2)重度訪問介護 40千円×2事業所 (3)保育所等訪問支援 40千円×2事業所 (4)相談支援事業所 40千円×5事業所 事務費(消耗品) 50千円(切手代) 7千円(振込手数料) 3千円 ④阿南市内に所在する障がい福祉サービス施設・事業所等	R7.2	R7.3	対象者に対して交付率90%以上
13	介護施設等物価高騰臨時支援事業	介護保険課	II. 物価高の克服	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	8,568	①エネルギー、食品等の価格高騰の影響を受ける市内の介護施設等を支援し、事業継続への負担を軽減することを目的として、補助金を交付する。 ②エネルギー、食品等の価格高騰の影響を受けた経費に対する補助金及び事務費 ③入所施設(1):定員50人未満150千円×2事業所、定員50人~100人未満200千円×9事業所、定員100人以上450千円×2事業所、入所系施設(2):40千円×14事業所、通所系:80千円×40事業所、訪問系:40千円×43事業所、事務費(消耗品)50千円、通信運搬費25千円、振込手数料13千円) 88千円 ④阿南市内に所在する介護施設・事業所等	R7.1	R7.3	対象者に対して交付率90%以上
14	私立保育所等物価高騰臨時支援事業	こども保育課	II. 物価高の克服	②エネルギー・食品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	287	①栄養バランスや量を保った給食等が実施されるように、副食費に含まれる食材費等を支援し、物価高騰に直面する保護者の負担を軽減する。 ②私立保育所等(教職員分は除く) ③食材等値上り分:私立保育所等:100円/月×2,869食=287千円 ④私立保育所等の保護者世帯	R6.4	R7.3	副食費に係る負担額が増加しなかった保護者の割合100%
15	ひとり親家庭生活支援臨時給付金事業	こども支援課	II. 物価高の克服	②エネルギー・食品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	14,174	①物価高騰が続く中で、特に影響を受けやすいひとり親世帯等を支援する。 ②児童扶養手当受給者に対する給付金及び事務費 ③事業費 13,800千円(給付金20,000円×対象児童690人) 事務費 374千円 需用費(消耗品費) 役務費(通信運搬費・振込手数料) 委託料(システム改修) ④児童扶養手当受給者 対象児童690人	R7.1	R7.3	対象者に対して交付率90%以上

No	交付対象事業の名称	担当課	経済対策との関係	推奨事業×メニューの種類	総事業費(千円)	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充てる経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	成果目標
16	養護老人ホーム等物価高騰臨時支援事業	地域共生推進課	Ⅱ. 物価高の克服	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	1,195	①エネルギー、食料品等の価格高騰の影響を受ける市内の養護老人ホーム等を支援するため、事業継続への負担を軽減することを目的として、助成金を交付する。 ②エネルギー、食料品等の価格高騰などの経費に対する助成金及び事務費 ③養護老人ホーム：定員50人以上100人未満 200千円×2事業所、 ・軽費老人ホーム：定員50人未満 150千円×2事業所・定員50人以上100人未満 200千円×1事業所 ・有料老人ホーム：40千円×3事業所、 ・サービス付き高齢者住宅：40千円×3事業所 事務費(消耗品)50千円(切手代)3千円(振込手数料)2千円 ④阿南市内に所在する養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅	R7.2	R7.3	対象者に対して交付率90%以上
17	医療施設食料費高騰対策臨時支援事業	保健センター	Ⅱ. 物価高の克服	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	2,411	①地域の实情に応じて困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から、エネルギー価格や食料品価格等の高騰に対する支援を継続するため。 ②医療機関への食料費の高騰に対する支援 ③(有床施設8施設に対して)病床数(753病床)×3,200円+1,000円(手数料) ④阿南市内の病院及び有床診療所を対象とする。	R7.2	R7.3	対象者8施設に対して7施設以上へ支給
18	脱炭素化推進省エネ家電買替臨時支援事業	環境保全課	Ⅱ. 物価高の克服	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	33,000	①電力・ガス・食料品等の価格の高騰に直面する家庭における、省エネ性能の高い家電(エアコン・電気冷蔵庫・LED照明器具)への買替えを支援し、エネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの削減を図る。 ②補助金及び補助金交付に伴う事務費(消耗品費、通信運搬費、手数料) ③補助金29,380千円(補助金の額は、補助対象経費の5分の1の額と次の額のいずれか低い方の額) (電気冷蔵庫)350ℓ未満=市内本店舗15千円×96件、市外本店舗5千円×224件/350ℓ以上=市内本店舗30千円×144件、市外本店舗10千円×336件 (エアコン)市内本店舗50千円×120件、市外本店舗20千円×280件 (LED照明器具)市内本店舗5千円×780件、市外本店舗2千円×1,820件 事務費(消耗品費、通信運搬費、手数料)3,620千円 ④18歳以上の市民で市税滞納者でない方	R7.2	R7.3	執行率90%以上
19	施設園芸燃料価格高騰対策臨時支援事業	農林水産課	Ⅱ. 物価高の克服	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	4,710	①農業者の経営の安定を図り、もって持続可能な施設園芸活動を推進することを目的とする。 ②事務費及び園芸用施設の加温に供する燃料費用の一部 (支援対象燃料購入期間：令和6年12月～令和7年3月) ・通信運搬費 1千円・手数料 3千円・補助金：4,706千円 ③ 【通信運搬費】 決定通知郵送料110円×3件330円 【手数料】 口座振込手数料880円×3件=2,640円 【補助金】 燃料使用数量×県支援単価×市補助率=補助金 ・県JA(A重油)： 1,899,103ℓ×4円 ×1/2= 3,798,206円 ・県JA(LPG)： 7,251kg×5.1円×1/2= 18,490円 ・東とくしまJA(A重油)： 199,939ℓ×4円 ×1/2= 399,878円 ・東とくしまJA(灯油)： 16,007ℓ×4円 ×1/2= 32,014円 ・トマトファクトリー(LPG)： 179,000kg×5.1円×1/2= 456,450円 ④徳島県が実施する施設園芸燃料価格高騰対策事業の支援対象者である市内施設園芸農業者	R7.1	R7.3	対象者への交付率100%
20	漁業者燃油高騰対策臨時支援事業	農林水産課	Ⅱ. 物価高の克服	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	2,398	①燃油価格の高騰に伴う支出増により、厳しい環境に直面する漁業経営の持続化を図るため。 ②事務費及び申請事務委託料、漁業用燃油購入経費の一部 (支援対象燃油購入期間：令和6年4月～令和7年3月) ・通信運搬費：48千円 ・手数料：336千円 ・委託料：393千円 ・補助金：1,621千円 ③ 【通信運搬費】 決定通知郵送料 110円×218件×2回= 47,960円 【手数料】 口座振込手数料 880円×218件×1回= 191,840円 660円×218件×1回= 143,880円 【委託料】 年間の申請者当たり 800円×218件= 174,400円 申請時の実績報告数当たり500円×218件×2回=218,000円 【補助金】 令和6年度における国の補てん金単価(4～9月期の平均) a国と漁業者負担比率「1:1」の区分4,450円/KL b国と漁業者負担比率「2:1」の区分4,440円/KL c国と漁業者負担比率「3:1」の区分9,080円/KL d令和6年度年間燃油使用量2,170KL (a×1/8+b×1/12+c×1/16)×d×1/2=(556+370+568)×2,170×1/2=1,620,990円 ④徳島県水産振興公費対策基金の漁業用燃油価格高騰対策支援金の支給を受けた漁業者	R7.1	R7.3	対象者への交付率100%
21	しいたけ燃油高騰対策臨時支援事業	農林水産課	Ⅱ. 物価高の克服	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	1,485	①燃油価格の高騰・高止まりする中、国のセーフティネット制度がない。しいたけ生産事業者等の経営安定と事業継続を図るため。 ②事務費及び用燃油購入経費の一部 (支援対象燃油購入期間：令和6年4月～令和7年3月) ・通信運搬費：1千円 ・手数料：6千円 ・補助金：1,478千円 ③ 【通信運搬費】 決定通知郵送料 110円×6件= 660円 【手数料】 口座振込手数料 880円×6件=5,280円 【補助金】 燃料使用数量×県支援単価×市補助率=補助金 A重油：53,250ℓ×(113.1円-88.9円)×1/2×1/2=322,162円 灯油：180,209.06ℓ×(113.1円-88.9円)×1.06×1/2×1/2=1,155,680円 ④徳島県が実施するしいたけ燃油高騰対策支援事業の支援対象者である市内しいたけ生産事業者等	R7.1	R7.3	対象者への交付率100%

No	交付対象事業の名称	担当課	経済対策との関係	推奨事業メニューの種類	総事業費(千円)	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期	成果目標
22	農業水利施設電気料金高騰対策臨時支援事業	農地整備課	Ⅱ. 物価高の克服	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	1,691	①水利施設管理強化事業における農業水利施設の省エネルギー化推進対策事業によって、電気料金高騰分の7割が補助されるが、その残り3割分に対し支援を行うことで、土地改良区等の農業水利施設を持つ団体の負担の軽減をより図るもの。 ②農業水利施設にかかる電気料金及び振り込みに係る事務費 ③農業水利施設の省エネルギー化推進対策事業によって計算された、電気代高騰分についての3割。 高騰分補助：電気代高騰分÷省エネルギー化推進対策交付金(高騰分7割)＝今回補助分(高騰分3割) 手数料：1千円(110円×9(件)) 農業水利施設省エネルギー化推進対策交付金(449千円) ④水利組合：1組 192千円 土地改良区：8組 1,049千円	R6.4	R6.9	対象者への交付率100%
23	学校給食費保護者負担軽減臨時支援事業	学校給食課	Ⅱ. 物価高の克服	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	29,291	①栄養バランスや量を保った学校給食が実施されるように、学校給食費に含まれる食材費を支援し、物価高騰に伴う保護者の経済的負担を軽減する。 ②学校給食事業特別会計繰出金(教職員分は除く) ③食材の値上がり分：小学校3,275人×189日×31円/食=19,188千円、中学校1,668人×182日×31円/食=9,410千円、幼稚園150人×185日×25円/食=693千円 ④小中学生及び幼稚園園児の保護者世帯	R6.4	R7.3	対象の保護者に対する減免実施率100%
24	学校給食用米価高騰対策臨時支援事業	学校給食課	Ⅱ. 物価高の克服	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	6,859	①米の価格高騰に伴う学校給食費の米購入費を支援し、物価高騰に伴う保護者等の経済的負担を軽減する。(令和6年9月分から令和7年3月分) ②学校給食事業特別会計繰出金(教職員分は除く) ③米の値上がり分：小学校のべ346,000人×12.36円=4,276千円、中学校のべ160,300人×15.45円=2,476千円、幼稚園のべ12,600人×8.50円=107千円 ④小中学生及び幼稚園園児の保護者世帯	R6.9	R7.3	対象の保護者に対する減免実施率100%
25	学校給食用燃料費高騰対策臨時支援事業	学校給食課	Ⅱ. 物価高の克服	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	682	①燃料費の価格高騰に伴う学校給食費の燃料費を支援し、物価高騰に伴う保護者等の経済的負担を軽減する。(令和7年1月分から3月分) ②学校給食事業特別会計繰出金(教職員分は除く) ③A重油の値上がり分：小学校のべ154,100人×3円=462千円、中学校のべ68,100人×3円=204千円、幼稚園のべ5,500人×3円=16千円 ④小中学生及び幼稚園園児の保護者世帯	R7.1	R7.3	対象の保護者に対する減免実施率100%
総事業費 合計					983,882				